

平成22年度社会福祉振興助成事業の選定方針

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会審査部会

社会福祉振興助成事業は、政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うことを目的としている。

独立行政法人福祉医療機構では、この助成事業を通じて、国や地方公共団体などが行う福祉サービスでは十分にカバーすることができないニーズに対応する特定非営利活動法人、非営利任意団体等が行う活動を育成・支援するものである。

このため、平成22年度における社会福祉振興助成事業については、次の基準等に基づき選定する。

1 審査基準

(1) 審査項目

① 助成対象事業の適合性

- ・募集要領に規定されたそれぞれの助成対象事業の目的・趣旨に合致していること。
 - 〈 先進的・独創的活動支援事業 〉
社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は全国若しくは広域的な普及等を念頭に施策等を補完若しくは充実させる事業
 - 〈 地域活動支援事業 〉
社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業
 - 〈 障害者スポーツ支援事業 〉
障害者スポーツを通じ障害者の社会参加を促進する事業

② 事業目的

- ・要望事業の目的及びその必要性が明確であること。

③ 事業内容

- ・地域や社会のニーズ・時代の変化に的確に対応した利用者本位の取組みであること。

④ 実施者適性

- ・設立趣旨、活動実績、事業実施体制、専門性、要望事業に対する熱意等を踏まえ、助成事業の実施主体としてふさわしいこと。

⑤ 実現可能性

- ・要望事業の内容について、具体性があり実現可能性があること。

⑥ 連携・協働

- ・他の団体や関係機関、関係者等との連携・協働があること。

⑦ 波及効果

- ・地域や社会への波及効果が期待できること。
- ・助成事業の社会的責任の大きさに鑑み、説明責任を十分に果たせるよう事業成果の取りまとめや公表が行われること。

⑧ 将来発展性

- ・将来的な発展性が期待できること。

⑨ 費用対効果

- ・費用対効果からみて経済的合理性があること。

⑩ 事業継続性

- ・事業継続の能力及び意向があること。
- ・物品購入を伴う事業については、助成事業終了後においても、購入した物品の活用が見込まれること。

(2) 採点基準

(1) の①から⑩の項目ごとに、次の基準により採点する。

- ・高く評価できる水準であるもの (4点)
- ・評価できる水準であるもの (3点)
- ・やや不十分な水準であるもの (2点)
- ・不十分な水準であるもの (1点)

(3) 採点された事業のうち、以下の項目に該当する場合は加減を行う。

- ① 重点助成分野に該当する事業への積極的な助成
 - ・重点助成分野に該当する事業については積極的に採択することから、3点加点する。
- ② 地域活動支援事業における紹介状の審査への反映
 - ・地域活動支援事業において、特定非営利活動法人又は非営利任意団体の要望書に紹介状が添付されている場合は、当該団体が、地域における福祉・医療等との関わり、関係機関・団体との繋がり等協力・連携しながら当該地域の民間活動が更に促進されることが期待されることから、1点加点する。
- ③ 助成の固定化回避
 - ・幅広く助成配分する観点から、助成の固定化を回避するため、以下の固定化に該当する場合（固定化に準ずる場合を含む）は、3点減点する。
 - 〈 固定化の考え方 〉
 - 過去5年間（平成18年度～平成22年度）で1回以上助成を受けた法人又は団体とする。
 - また、人的つながりのある法人又は団体は、固定化に準ずるものとする。
 - 〈 人的つながりのある法人又は団体 〉
 - 国・地方公共団体・独立行政法人等の役職員又は役職員であった者が、当該助成団体の管理職以上に就いている場合。
 - ただし、特定非営利活動法人及び非営利任意団体は除く。

2 審査コメント

各審査委員の意見を適切に審査に反映させる観点から、審査委員は、最優先で採択したい又は強く採択を見送るべきと考える事業については、その理由をコメントするものとする。

また、その他、高く評価できる点、採択に当たっての条件等がある場合には、その内容をコメントするものとする。

3 事業評価結果の審査への反映

平成20年度に機構の助成事業を実施し、かつ、評価部会委員による事業評価を受けた団体の要望事業については、当該評価結果も踏まえ審査を行うものとする。

4 助成事業の選定

(1) 1による採点を基本に、2のコメント及び3の評価結果を踏まえ、審査部会の合議により選定するものとする。

(2) 先進的・独創的活動支援事業の「日常生活、社会参加等を支援する福祉用具の実用化研究開発に関する事業」については、当該分野に専門的知見を有する者の調査審議の結果を踏まえ、審査部会の合議により選定するものとする。

5 審査委員の遵守事項

(1) 審査委員は、公平・公正で厳格な審査を行うべきことを常に認識すること。

- (2) 審査の公平・公正を確保するため、審査委員が応募団体の運営に関わるなど利害関係者に該当する場合は、当該団体の審査に加わることができないこと。
また、応募団体の役職員と親密な個人的関係があるなど利害関係者に該当すると自ら判断した場合は、当該団体の審査に加わらないこと。
なお、利害関係者に該当し、審査に加わらない場合は、その旨をコメントすること。
- (3) 審査委員は、審査を行う際に知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならないこと。